

平成 22 年(行コ)第 157 号 原子力発電所及び関連施設の新設撤廃等請求事

控訴人 竺原 光江

被控訴人 国

控訴理由書

2010 年 6 月 1 日

東京高等裁判所第 12 民事部 C2 係御中

控訴人 竺原 光江

控訴理由は次の通りである。

1. 請求第 1 項における原審の判断の誤りについて
- ア 15 頁の(2)ア(ア)の原審においては、「一定の処分又は裁決」の「一定」とは、東北電力の東通原子力発電所(2号機)及び浪江・小高原子力発電所、東京電力の福島第一原子力発電所(7号機・8号機)及び東通原子力発電所(1号機・2号機)、中国電力の上関原子力発電所(1号機・2号機)、日本原子力発電の敦賀原子力発電所(3号機・4号機)の合計 10 基と最近になって「原子力白書(平成 21 年版)」でも挙げられるようになった中部電力の浜岡原子力発電所(6号機)と九州電力の川内原子力発電所(3号機)の 12 基の原子炉の設置を許可する裁決のことであり、処分ではない。これらは計画上のものであるが、過去の判例では、計画の上のもので計画の適否を争うことは合理的とされた例もある。「事業計画の適否が争われる場合、実効的な権利救済を図るためには、事業計画の決定がされた段階で、これを対象とした取消訴訟の提起を認めることに合理性があるというべきである(最高裁平成 17 年(行ヒ)397 号同 20 年 9 月 10 日大法廷日判決・民集第 62 卷 8 号 2029 頁)」。
- イ 16 頁の原審の「法律上の利益を有する者」とは、17 頁の(ウ)で

記してあるように、「資源エネルギー庁の原子力政策が地球温暖化防止対策の妨げとなっているところ、京都議定書に基づき、日本国民全体が、法律上保護された利益を有する」のである。1990年比で6%の温室効果ガスの削減を約束した京都議定書の遅れを取り戻すことは、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する控訴人の個人的利益としても保護するべきものである。原子力の推進は、京都議定書の目標達成の中心の政策である。訴状4頁でも記しているが、「我が国の削減目標を達成するためには、2010年度において1997年度の5割以上の発電電力量の増加を目指した原子力発電所の増設が必要である」とある。また、京都議定書には原子力のことは定めていないものの、行政事件訴訟法37条の4第3項に関連する9条2項の条文は「裁判所は、処分又は裁決の相手方以外の者について前項に規定する法律上の利益の有無を判断するに当たっては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする」とあるように、文言のみでなく、法令の趣旨や目的も考慮するものと定められている。京都議定書は、気候変動を抑制する目的を持っているが、その施策は、各国の裁量に委ねられている。日本の場合は、原子力が中心となっているのだから、それも含めて考慮する必要がある。原審では、原子炉等規制法が挙げられているが、控訴人はそれに違反しているとは主張しておらず、よって、原子炉等規制法による法律上の保護を求めてはいない。また、エネルギー政策基本法も3条に「エネルギーの需給については、エネルギーの消費の効率化を図ること、太陽光、風力等の化石燃料以外のエネルギーの利用への転換及び化石燃料の効率的な利用を推進すること等により、地球温暖化の防止及び地域環境の保全が図られたエネル

ギーの需給を実現し、併せて循環型社会の形成に資するための施策が推進されなければならない」と定められているため、地球温暖化防止に向けて、太陽光や風力等のエネルギーを推進していこうとする方向性は読み取れるものの、8条の「国民の努力」に「国民は、エネルギーの使用に当たっては、その使用の合理化に努めるとともに新エネルギーの活用にも努めるものとする」とあるため、家庭内の合理化のことで、新エネルギーも家庭内での設置のことであると解すことができるため、政策のことを問題視する控訴人の主張とはずれており、エネルギー政策基本法で法律上の保護を求めているわけでもない。

ウ 京都議定書はそもそも、世界に同時に向けられたものであり、日本がそれに批准した以上は目標達成の義務が生じているが、京都議定書でいう国とは、政府をさすだけでなく、国民もさしているはずである。というのも、京都議定書は「気候変動枠組条約」の下に位置づけられるが、その前文において、「地球の気候の変動及びその悪影響が人類の共通の関心事である」ことが記されている。つまり、政府の関心事ではなく、「人類の共通の関心事」なのであり、京都議定書はすべての人類に向けられたものである。また、日本がその削減目標を達成するためには、政府のみならず、国民の努力が求められるのだから、国民にかせられた義務である。また、京都議定書の法律上の位置づけは、気候変動枠組条約を基にしているのだから、国内法より順位は上であり、重要度は高い。国際条約であるために条文は大まかで、細かなことは国に委ねられているが、日本においては、「地球温暖化対策推進大綱」の「地球温暖化に関する基本的認識」に見られるように、「地球温暖化問題は、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇し、自然の生態系及び人類に悪影響

を及ぼすものであり、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、まさに人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである」と「生存基盤に関わる」ものと認識されている。生存基盤に関するものなのだから、当然、日本人ひとりひとりがさらなる重要性の認識を高めていくことが求められる。よって、控訴人は、京都議定書の重要性を日本人ひとりひとりに浸透させているようなものであり、具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させている。

エ また、「原子炉の設置を通じて地球温暖化防止対策との関係で事実上の妨げとならない」とも判断されているが、地元住民が反対して原子炉が設置できない以上は、地球温暖化防止を妨げている。具体例を挙げると、2010年度の原子炉の設置目標は1997年度の5割以上であり、今年（2010年）で見込みもはっきりわかるので計算していくと、1997年度に稼働している原子炉は52基、出力は4508.2万kWである。現時点では54基、出力は4884.7万kWである。発電量から比較すると、1割増にも満たない。さらに、稼働率も考えていくと、1997年度の時間稼働率は81.8%、設備利用率は81.3%である。2010年はまだはっきりしないが、柏崎刈羽原子力発電所などが止まっているのだから、1997年度より下がるのは確実である。さかのぼって行くと、2008年度の稼働率は、時間稼働率は59.4%、設備利用率は60.0%であるのだから、設置が増えたとしても、発電する量は減ることになる。具体的な設置目標基数においては、甲第1号証告発状19頁の資源エネルギー庁長官の発言でもあるように、1998年から2010年までに21基を建設する計画であった。結果、1997年も含めると、それ以降稼働している原子炉は6基であり、その間に浜岡原子力発電所1号機及び2号機は廃炉にもなっている。計画が未達成の原因は、資源エネルギー庁の政策に問題があるからであり、設置数を事前に計算できなが

ら、大幅に政策を変えていこうとしない資源エネルギー庁は、京都議定書を軽んじており、本来なら、担当する庁としては全然ふさわしくない。

オ 18 頁の (2) イ (エ) の原審においては、RPS 法のことを触れられ、『独占禁止法上の「不公正な取引方法」(1 条) の禁止等が、原子炉等規制法の趣旨・目的に含まれるとは解し難く』とあるが、こちらにも行政事件訴訟法 37 条の 4 第 3 項に関連する 9 条 2 項の「根拠となる法令」とは、京都議定書のことである。RPS 法での基準利用値は、2010 年度の新エネルギーの導入目標は年 122 億 kWh、総電力量の 1.35% 程度と低すぎる。

カ 21 頁の (2) ウ (イ) の原審においては、「原子炉の事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民に当たると認めることができない」と判断されているが、控訴人の訴訟は京都議定書の目標達成を中心にしたものであり、住民訴訟とは違う。京都議定書の目標達成が中心であり、目標達成が進まないのは、資源エネルギー庁が原子力政策に固執し、そして原子炉がなかなか設置できないのは地元住民が反対しているという「原因」があるからである。その原因の検証は大切で、控訴人の主張が客観的で理にかっているかどうかを決めるものである。これまでの控訴人の原告適格（法律上の保護されるべき者であり、この訴訟では京都議定書をベースとした「生存権」の主張に直に結びついている）の主張は、少し曖昧であったかもしれないので、説明し直すと、この訴訟では、生存権に関係するものは 3 つあり、1 つ目は京都議定書が進まないことによる生活妨害、2 つ目は危険な原子炉を進めることに対する人権侵害、3 つ目は RPS 法による再生可能エネルギーの普及の妨害である。京都議定書が進まないことによる生活妨害が訴訟の中心であり、他の 2 つは木の枝のような存在とも言える。しかし、その他の 2 つがなければ、

生活妨害に陥らなかったために、必ず検証しなければならないものでもある。しかし、その 2 つは原告適格としては必ず認められなくてもいいが（もちろん原告適格であるが）、京都議定書が進まないその「原因」としては認めてもらわなければならないもので、かつ原子炉の撤廃も求めているために、はっきりとした違法性の確認が求められるものである。違法性は必ず指摘しておかなければ、後で何が問題なのかがわなくなる。これらを木の幹と枝に例えると、幹の成長を妨げている枝があるので、枝を幹の成長を妨げているその「原因」として認めて、その枝を切り取って欲しいということである。地元の住民が原子力を反対するのには、合理的な理由があり、最近だけでも、柏崎刈羽原子力発電所では、地震後の火災が 11 件も起きている。放射能漏れも、2009 年 6 月には柏崎刈羽原子力発電所、2009 年 10 月には大飯原子力発電所、2009 年 12 月には浜岡原子力発電所、また高レベル廃液漏れも六ヶ所村再処理工場では 2009 年 1 月と 10 月に起きている。原審の通り、原子炉等規制法に基づいて安全が確保されているのであれば、誰も地元住民は反対しないわけであり、法律があるから安全ということではない。運転免許があれば交通事故は起こらないというわけではなく、違反して減点されれば運転免許も取り上げられるのだから、もっと危険な原子炉はなおさら厳しく廃炉にすることが望まれる。確かに原子炉の場合は、その事故の場所によって、直接的な被害は大きく異なるものの、控訴人は、浜岡原子力発電所で事故が起きた場合は、直に影響を受ける可能性が高い。訴状 32 頁の図のように、万が一、チェルノブイリ級の原子力事故が起これば、被曝の危険から身を守るために中野区から立ち退かなければならない。よって、少しでも危険を減らすためにも原子炉の段階的な撤廃を求めている。また、原審の 16 頁にも、「不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめ

ず、それが帰属する個々人の個人的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、そのような利益も上記の法律上保護された利益に当たり」ともあるが、もし原子炉の差止めの要求が少人数の願いであればこの訴訟もしないが、訴状 7、8、9 頁でみられるように過半数以上の願いであり、かつ控訴人の願いとも重なっている以上は、一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、個人的利益としても保護されるものと言え、法律上保護されるべき対象となる。

キ なお、行政事件訴訟法 37 条の 4 第 5 項には、「差止めの訴えが第一項及び第三項に規定する要件に該当する場合において、その差止めの訴えに係る処分又は裁決につき、行政庁がその処分若しくは裁決をすべきでないことがその処分若しくは裁決の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分若しくは裁決をすることがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるときは、裁判所は、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずる判決をする」とある。資源エネルギー庁が原子力を進める行為は、「行政庁がその処分若しくは裁決をすることがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるとき」の「濫用」である。原子力政策の濫用の事実については、訴状 7、8、9 頁でも地図などを使って説明しているが、国民が反対して進まない原子力を進める行為は、憲法 15 条「すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」に違反している。また、個別産業の推進でもある。何故、地元住民が反対するかは、原子力が被曝をもたらしかねない危ない建物だからであり、それについては、訴状 27、28、29、30、31、32 頁の「放射能と死の因果関係」に写真なども使って説明している。

ク 原子力推進の違法性を確認するために憲法 15 条は重要であり、控

訴人は本件の重要な2つの法（中央省庁等改革基本法の第21条2のイと憲法15条）のうちの1つとして立てた。しかし、原審では憲法15条の判断が一切ない。原子力の撤廃を求める控訴人の請求は、憲法15条があるからこそ成り立つ話である。よって、地裁に差し戻して、審理し直すことを求める。

2. 請求第2項における原審の判断の誤りについて

ア 23頁の(3)イの原審においては、『行政法上の義務付けの訴えは、一定の処分又は一定の裁決についてなし得るものであるところ（同法3条6号）、原告のいう「原子力の撤廃に関する法律」の具体的な内容は定かではなく』と判断されているが、その場合の「一定」とは、原審で善解された通り、「具体的な内容を既存の原発の廃止及び原発の新設の禁止を国・地方公共団体及び事業者全般に義務付けるもの」が良いが、少し補足すると「既存の原発の段階的な廃止及び原発の新設の禁止を国・地方公共団体に義務付け、原発の推進を今後一切行わないこと」である。さらに、原審では、『法案の立案及び国会への提出等の法案成立のための所要の手續に係る所轄行政庁の行為は、このような意味での「処分」に当たると解されない』と判断されているが、控訴人は「処分」ではなく、原子力の設置を推進するという裁決のことを言っている。そして、それは重大な損害を生ずるおそれがあるため、裁判所に資源エネルギー庁に対して、原子力の撤廃に関する法律を立案し、国会へ提出するよう「裁決」して欲しいのである。行政事件訴訟法37条の3の5項に「行政庁がその処分若しくは裁決をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるときは、裁判所は、その義務付けの訴えに係る処分又は裁決をすべき旨を命ずる判決をする」とあるように、資源エネルギー庁の著しい濫用が見られるので、裁判所は三権分立に基づいて、そ

の濫用を止めさせて欲しいのである。また、義務付けの訴えは、「直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているもの」でなければならないとあるが、憲法 15 条の下、公務員が国民に奉仕することによって、その中立性の維持が義務付けられ、かつ国民の意思は政策に反映されるようになるのだから、公務員の中立性の範囲の確定は、憲法上でも大変有意義なものである。

イ 24 頁の (3) ウの原審においては、「法律の制定行為は、国会による立法作用であって、事柄の性質上、限られた特定のものに対してのみ適用される結果として行政庁が法の執行として行う処分と実質的に同視し得るものといえる場合に当たるとは解し難い」とあるが、具体的な法案は、その内容に関係する行政庁で行っているのだから、エネルギーのことは資源エネルギー庁が法案を作っており、かつ甲第 1 号証の告訴状 5, 6, 7, 8 頁で資源エネルギー庁職員の発言からも読み取れるが、具体的な政策の内容まで決めている。よって、「限られた特定の者に対してのみ適用される」結果として、行政庁が法の執行として行うものと実質的に同視し得る。具体的な条文は、国民や電力会社の意見も聞かなければならないため、今の段階では法案は出しづらいが、ドイツやベルギーなど、原子力撤廃を定めている国もあるため、それらが参考になると考えられる。

3. 原告に生じた損害の有無及び原子力政策に関する違法の有無における原審の判断の誤りについて

ア 25 頁の 2 (2) アの原審においては、訴状 38 頁からの「原告の被害」に沿って判断されているが、ここでいう「生存権」とは、地球温暖化防止に向けた京都議定書の目標達成が進まないことの生存権であって、進まない原因として、再生可能エネルギーの普及

が妨げられていることと国民が反対している原子力を推進していることを挙げている。すべての控訴人の苦悩は、原子炉が危険だから苦しんでいるのではなく、地球温暖化防止が一向に進まないことが原因であり、そのために生活を犠牲にするに至ったので、200万円を請求している。補足するが、原子炉の危険性は訴状42頁「10. 殺人予備」で述べてはいるものの、その部分で金銭の請求はしておらず、建物を中心にするこれまでの差止め訴訟とは内容が若干異なっている。金銭も求めていないので、この部分で原告適格として認められなくても別にかまわないのである。抽象的な影響ではなく、アルバイトする生活妨害にも至り、それを使命に控訴人は仕事し続けるのだから、これからも具体的な影響は常に受けることになる。過去の判例でも、「憲法第25条第一項の生活権は国民の正当な生活を営み得る基本的な権利ではあるが国家から干渉乃至圧迫を受けない生活行動の自由権ではなく、また、すべての国民が当然無条件で自己の必要とする生活上の保護を国家に求め得る権利とも解すべきではない。それは国民として正当に自活のできない言い換えれば法律その他の立法で定める資格条件に該当する生活のできない国民が法定の手続に従って国家に対し相当な生活保護を求め得る基本的な権利であると言わねばならぬ（最高裁昭和23年(れ)第205号同23年9月29日大法廷判決・刑集第2巻6号1235頁参照）」とも記してある。国民は無条件に生存権を求め得られないものであるが、控訴人は、京都議定書の目標を達成のために活動し、時間と労力、生活までも犠牲にし、損害が生じている。また、お金をもらえば済む話ではなく、違法性に基づく国家賠償になるのだから、その違法性の内容が重要で、単に生活保護法などにおける資格条件が当てはまるかどうかという問題でもなく、失業手当のような一時的な話でもない。精神の苦痛が伴い続ける話であり、その苦痛の種を取り除かなければ気

持ちも癒されない話である。

イ 27 頁の 2 (3) (ア) の原審においては、「RPS 法上の基準利用値及び上記買取上限価格の設定によって、原告の再生可能エネルギー事業が違法に妨げられているとみることはできない」と判断されているが、控訴人の準備書面 (1) の 7, 8, 9 頁でも記してきたように、実際に RPS 法が妨げとなって再生可能エネルギーの普及が途中でできなくなったのだから、提訴しているのである。「正当な理由」については、上限価格のことは原審で判断されているが、基準利用値の方の判断はなく、控訴人の妨げは設置する場所がないことからもたらされたのだから、この部分についても審理は不十分である。そして、その基準利用値の違法性は、独占禁止法 19 条の「不公正な取引方法」に当たる。訴状 23 頁に独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) の「局所風況マップ」を載せているが、風力発電の可能性があるとわかっている中で、著しく低い基準利用値は、競争事業者の事業活動を困難にさせるなど、公正な競争秩序に悪影響を及ぼしている。また、京都議定書の目標が達成されなければならない中で、資源エネルギー庁 RPS 室長は、「毎年一定の発電量で義務を達成していただきたい」と言っているのだから、事業者にとっては、妨げられているとしか思えないのである (甲第 1 号証告発状 9, 10, 11 頁参照)。また、上限価格については、控訴人の直接の妨げにはなっていないものの、見かねるところがあるので問題提起しておくとして、控訴人の準備書面 (3) の 3 頁でも記したように、例えば、RPS 法の目標を達成している東北電力の場合は、「平成 20 年度風力発電募集の概要について」では、大規模風力 (入札枠) の選定方法の項目に、「評価額が次の上限価格以下のものを選定の対象とし、評価額の安価な案件から落札することを基本とします。上限価格:11.00 円/kWh (消費税抜き)」とし、さらに、RPS 法の目標を達成していない東京電

力の平成 14 年度の風力発電の応募の上限価格は、11 円 70 銭 / kWh である。双方が電力会社の都合に合わせて好きに上限価格を決められている。これは自由な競争を妨げており、かつ産業の育成にもつながらない。もんじゅには大金を出している中で、国はもっと新しい産業を支援していくべきである。東北電力が 11 円 / kWh 以上の入札を認めていないのは法を悪用している。さらに問題なのは、実際の買取価格で、2006 年の東北電力の購入価格は、出力 2000kW 以上の大規模風力発電は、夏季の平日の昼間が 4.90 円 / kWh、その他の季節の平日昼間が 4.20 円 / kWh、夜間が 1.80 円 / kWh であり、著しく低く買っている。参考までに言うと、原子力のコストは、2000 年度から 2003 年度の平均値は、設備利用率 78% で、コストが 8.3 円 / kWh、火力発電所は、設備利用率 41% で 10.0 円 / kWh であり、これらを比較してみても、1.80 円 / kWh は低すぎる事がわかる。不公正な取引方法に関する過去の判例によると、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）一九条は、事業者は不公正な取引方法を用いてはならないと定めているところ、同法二条九項二号は、右の不公正な取引方法に当たる行為の一つとして、不当な対価をもって取引する行為であって、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものを掲げ、右規定を受け、昭和二八年公正取引委員会告示第一一号の五（以下「旧指定の五」という。）により「不当に低い対価をもって、物資、資金その他の経済上の利益を供給……（す）ること」が指定され、その後昭和五七年同委員会告示第一五号の 6（以下「一般指定の 6」という。）により旧指定の五が改正され、「正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、……他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること」が指定されている（以下、これらの行為に対する独占禁止法上の

規制を「不当廉売規制」という。)。このようなしくみによって不当廉売規制がされているのは、自由競争経済は、需給の調整を市場機構に委ね、事業者が市場の需給関係に適応しつつ価格決定を行う自由を有することを前提とするものであり、企業努力による価格引下げ競争は、本来、競争政策が維持・促進しようとする能率競争の中核をなすものであるが、原価を著しく下回る対価で継続して商品又は役務の供給を行うことは、企業努力又は正常な競争過程を反映せず、競争事業者の事業活動を困難にさせるなど公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれが多いとみられるため、原則としてこれを禁止し、具体的な場合に右の不当性がないものを除外する趣旨で、旧指定の五にいう「不当に」ないし一般指定の六にいう「正当な理由がないのに」との限定を付したものであると考えられる。そして、その根拠規定である独占禁止法一九条の趣旨も、公正な競争秩序を維持することにあるのであるから、右の「不当に」ないし「正当な理由がないのに」なる要件に当たるかどうか、換言すれば、不当廉売規制に違反するかどうかは、専ら公正な競争秩序維持の見地に立ち、具体的な場合における行為の意図・目的、態様、競争関係の実態及び市場の状況等を総合考慮して判断すべきものである（昭和61年(オ)655号平成1年12月14日第一小法廷判決・民集第43巻12号2078頁参照）」とある。

1.80円/kWhの買取価格は、火力発電所の10.0円/kWhと比べてみても18%しかなく、公正な競争秩序に確実に悪影響を及ぼしている。そして、1.80円/kWhのこの価格は、控訴人にも今後、再生可能エネルギーを進める上で、影響してくる可能性も高い。資源エネルギー庁は東北電力にこの点も指導するべきである。事業者の意見は、甲第1号証の告訴状11頁でも記しているが、「新エネRPS法の目標値は著しく小さい」、「なぜ上限価格の設定なのか？新エネ発電事業者にとっては、逆に下の価格を設定してもら

わないと、事業の採算が見えてこない。自治体は、住民への説明責任が果たせない」「電源特会の利用勘定が余っているのもっと水力や地熱に向けてほしい」「風力発電は、PPS の電源として導入可能なのではないかといった議論がされてこなかった」、「RPS は 1.35%ではなく、せめて 2 桁に」と常々言ってきているのだから、資源エネルギー庁はしっかり耳を傾けて欲しい。

ウ さらに、27 頁の 2 (3) (イ) の原審においては、「新エネルギー等電気に関わる事業者を含む個別の国民に対して職務上の法的義務を負うとは解されない」と判断されているが、RPS 法は再生可能エネルギーの推進が目的ではなく、安定供給を目的としているが、電力会社に少なくとも再生可能エネルギーを買うことを義務付けた法律ではある。よって、再生可能エネルギーの普及に努める控訴人は、直に RPS 法が関係し、影響を及ぼしている。原審が参考としている最高裁 53 年(オ)1240 号同 60 年 11 月 21 日第一小法廷判決・民集第 39 卷 7 号 1512 頁の判例では、確かに「国家賠償法一条一項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずることを規定するものである」とはあるが、この判例を讀んでいくと、「個別の国民の権利に対応した関係での法的義務を負う」とも記されている。原審の解釈だと、まるで RPS 法が控訴人に買取義務を負っていないかのように聞こえるが、この判例はそう言っているのではなく、国民の立場に立つことで、公務員はその国民の権利を遵守しなければならない義務を負うということであり、1 つの関連する法だけが対象ではなく、憲法や行政事件訴訟法などのすべての法を対象としているはずである。そうでなければ、国民は憲法違反で国家賠償することがまったくできなくなる。よって、控訴人が直に生活に影響を受ける RPS 法

が、独占禁止法 19 条の「不公正な取引方法」に当たり、国家賠償法上の違法とするとはおかしくない話である。資源エネルギー庁が RPS 法を大幅に改定し、目標を少なくとも 20% 以上に定め、誰でも入札に参加できるように上限価格をなくせば、控訴人だけでなく、再生可能エネルギー業者も潤い、ひいては京都議定書の目標達成にも大きく貢献するのである。そうであるのに、原子力政策に固執し、再生可能エネルギーを普及させないのは、資源エネルギー庁の予算取りや訴状 32 頁から記すような電力会社との癒着や天下り先の確保が原因である。また、過去の判例においては、国家賠償法第 1 条の職務執行について、「同条は公務員が主観的に権限行使の意思をもつてする場合にかぎらず自己の利をはかる意図をもつてする場合でも、客観的に職務執行の外形をそなえる行為をしてこれによつて、他人に損害を加えた場合には、国又は公共団体に損害賠償の責を負わしめて、ひろく国民の権益を擁護することをもつて、その立法の趣旨とするものと解すべきである（最高裁昭和 29 年(オ)774 号同 31 年 11 月 30 日第二小法廷判決・民集第 10 卷 11 号 1502 頁)」とあるように、権限行使のみならず、「自己の利」をはかった場合においても、国家賠償法上の対象となるのだから、「自己の利」によって再生可能エネルギーの普及を妨げられた控訴人は擁護の対象である。

エ また、他の判例もあり、文面の「権限の不行使」を「自己の利をはかる意図をもつてする場合でも」に言葉を置き換えて欲しいが、過去の判例では、「国又は公共団体の公務員による規制権限の不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使により被害を受けた者との関係において、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法となるものと解するのが相当である（最高裁平成

13年(オ)第1194号同16年10月15日第二小法廷判決・民集第58巻7号1802頁参照)」とある。権限は、行使か不行使かという問題ではなく、どちらであっても「著しく合理性を欠く」ことが問題である。自己の利をはかり、RPS法の基準利用値や上限価格を設定することは、京都議定書の目標を必ず達成しなければならない事情の下で、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠いたものである。よって、それによって被害を受けた控訴人との関係において、国家賠償法1条1項の適用上違法となるものと解するのが相当である。

オ また、RPS法の基準利用値が低いことの証拠は、訴状21頁からの「代替エネルギーの可能性」でも記したが、新たにその証拠を提出すると、平成17年6月15日、経済産業委員会での共産党の吉井英勝議員と資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長岩井良行氏の発言もある。

○吉井委員 それではどうも公開の担保にはならないんですが、それは、そこをきちんとやらないと、冒頭に、総量規制ですね、排出量規制でやっていくんだということは言っておられるんだけど、しかし、個別具体の話になったらあいまいでは物事は進まないということになります。

それで、資料の二枚目をごらんいただきたいんですが、これは、再生可能エネルギーやあるいはエネルギー利用の効率化などを含めて、今新しいエネルギーのあり方についてずっと経産省の考えておられるものですが、右端の米印と下に書いておきましたように、私の方に以前二〇〇〇年にいただいた資料が米印の一で、二、三は昨日いただいております。なお、マイクロ水力発電という表現を一応しておりますが、これは包蔵水力の方ですから、大規模な巨大ダムにして大規模な発電所にするか、あるいは分散型でマイクロ水力でやっていくかということなので、私は、マイク

ロ水力で考えた方が環境上もいいということで、こういう表現にしました。物理的限界潜在量、合わせて九十六億四千七百二十八万キロワット、これはあくまでも可能性の話ですが、これはエネルギーの方に、積み上げていったらこういうデータになると思いますが、確認をしておきます。

○岩井政府参考人 お答え申し上げます。

きょうお配りいただいております資料でございますけれども、御引用がありました、平成十二年一月に開催されました総合エネルギー調査会新エネルギー部会というところで、物理的潜在限界量ということで、導入に必要な時間の長さとか社会的条件というものを一たん捨象して、単純な仮定として一体どれぐらい入るだろうかという数字がまとまったわけでございます。

その後……（吉井委員「このとおりですね。足したらこうなりますね。確認だけ」と呼ぶ）はい。その資料はそういうことでございますけれども、その後、新エネルギー部会ではこれ以降検討しておりませんが、もっと新しいデータはないかということで調べますと、新エネルギー・産業技術総合開発機構が取りまとめた報告書ですとか、日本風力発電協会が取りまとめられましたところで別の試算が出ておりますので、太陽光発電と風力発電につきましては得られる新しい試算をお示しして、それがこの資料の中に書いていただいているということでございます。（吉井委員「このとおりですね」と呼ぶ）はい。

あと一点、「天然ガスコージェネレーション」のところは、恐らく新エネ部会のものは天然ガス以外のものも含めたすべてのコージェネレーションだと思いますけれども、いずれにしても、その資料を引用されておられるということが確認できます。

○吉井委員 それで、二〇〇〇年資料の物理的限界潜在量のときは、どれぐらいの電力量になるかというのは、設備使用量とか利

用率とか皆変わってきますから、こちらの方の潜在量の比較だけではなかなか簡単にいきませんので、電力量に置きかえてみますと、二〇〇〇年資料をいただいたときには八千九百八十七億キロワット時だったんです。それが、昨日いただいたもので見ますと、合計すると十二兆四千九百五十一億キロワット時。だから、十四倍に可能性潜在量としては急増をしているわけです。

これは、この可能性を認めながら、総合エネ調の基本政策小委員会報告などでは、いや、限界があるとか、限界があるのはわかった上なんです。問題は、可能性があるので、いかにそのことに、技術開発に力を尽くすとか、それをやっていくことが本当に大事なことだと思っているんです。

風力発電で二兆五千七百八十五億キロワット時というのは、日本の総発電電力量が現在九千億キロワット時ですから、約三倍ですね。太陽光発電で見ますと九倍になるわけですよ、現在の総発電電力量に対して。日本の原発の総発電電力量は現在三千億キロワット時ですから、風力は原発の九倍の可能性、太陽光発電は二十四倍、再生可能エネルギー全体で見れば原発の三十七倍の可能性を持っているというのが、物理的限界潜在量の持っているこの数字の意味です。

私は、これが一〇〇%このまま生きるというような暴論を言っているわけじゃないんです。問題は、この方向に向けてどういう政策的取り組みを本当に力を尽くしていくかということが今問われているときだと思います。

念のために、以前出していただいたものに比べると、大体、潜在量としては十四倍ぐらいにふえてくるという計算になると思いますが、これは間違いありませんね。確認しておきます。

○岩井政府参考人 お答え申し上げます。先ほども御答弁申し上げましたように、二〇〇〇年に出た数字と、その後出た、二〇〇

四年あるいは二〇〇五年に出た数字を足した形になってございます。それで、例えば太陽光発電につきましては、日本の未利用地全部に太陽光パネルを置いてみたらどうなるだろうかというような形で、少し試算の前提が違いますけれども、非常に、できる限り多く見たときにそれぐらいの可能性があるというデータが試算として出されていることは御指摘のとおりだろうと思います。

マイクロ水力発電や風力発電、太陽光発電の可能性がたくさんあることがわかっていながら国民が反対する原子力を進めるのは理不尽である。国民の反対が少ないものを優先していかなければ、京都議定書の目標達成は進まない。ついでに言うなら、京都の京丹後市が実施する「京都エコエネルギープロジェクト」のような太陽光発電や風力発電などの自然エネルギーを主体とし、不足するエネルギーをバイオマスや燃料電池で補うという「マイクログリッド」のプロジェクト（スマートグリッドではない）もどんどんやるべきである。

カ 28 頁の 2 イ（イ）の原審においては、『「個別産業の振興」に当たる旨主張する（争点（2）の論点 2）が、当該規定も一般的公益としての国民経済の健全な発展を目的とする』と判断しているが、国民経済の健全な発展というのは、個別産業を推進しないことが大切であるが故に中央省庁等改革基本法 21 条 2 号イに「個別産業の振興又は産業間の所得再配分を行う施策から撤退し、又はこれを縮小し、市場原理を尊重した施策に移行すること」と定められているはずである。そうでないなら、何故、この法律があるのか存在意義が見出せず、つじつまがあっていないために控訴人は中央省庁等改革基本法 21 条 2 号イの解釈を地裁にやりなおして欲しい。民事訴訟の場合は、民事訴訟法で差し戻しができることが定められているのだから、ここでも適用させて欲しい。307 条には「控訴裁判所は、訴えを不適法として却下した第一審判決を取り

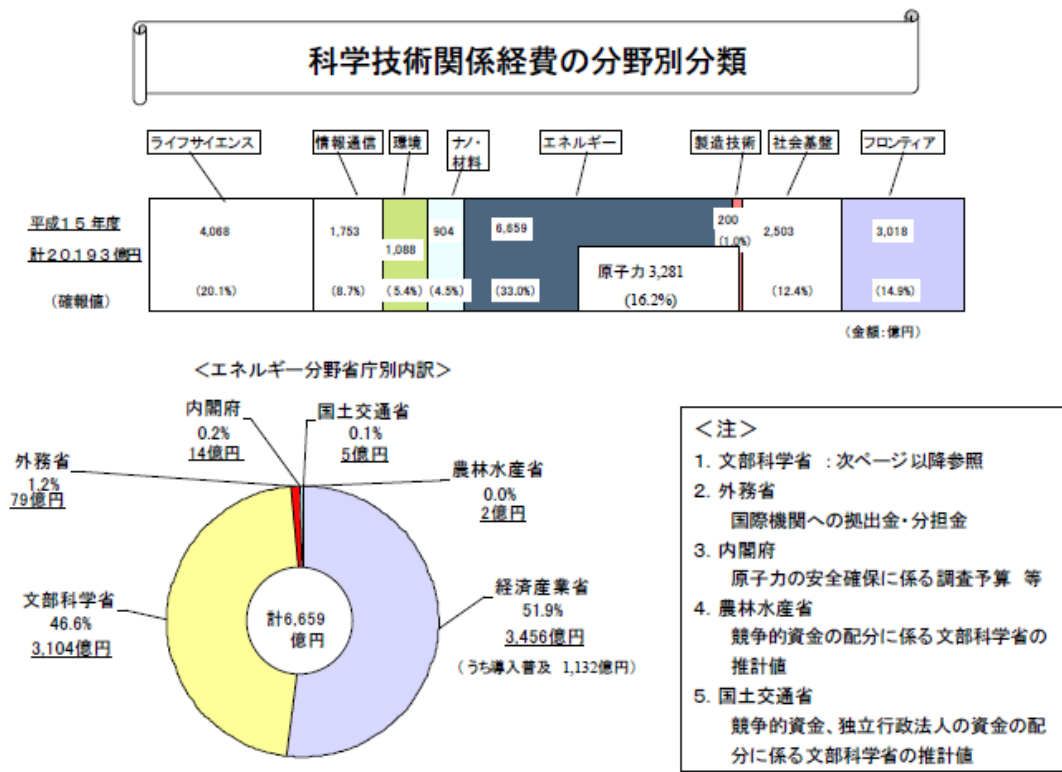
消す場合には、事件を第一審裁判所に差し戻さなければならない。ただし、事件につき更に弁論をする必要がないときは、この限りでない」とあり、308条には、「前条本文に規定する場合のほか、控訴裁判所が第一審判決を取り消す場合において、事件につき更に弁論をする必要があるときは、これを第一審裁判所に差し戻すことができる」とある。控訴人は、原審が判断した理由がよくわからない。原子力の推進が京都議定書上の癌になっているのかわからないのかわからないまま次に進んでも、控訴人から見ると、地裁で審理した意味がなく、判決までの約2年が無駄に終わってしまう。本件の2つの大切な法律（中央省庁等改革基本法21条2号イと憲法15条）の内、2つともが審理不十分であり、誤った判例の解釈の上でも判断されている。「規定の解釈適用を誤り、ひいて理由不備の違法を犯したものである」というほかない（昭和48年（行ツ）30号同51年3月18日第一小法廷判決・集民第117号201頁参照）。

キ また、先の続きにおいて、『「個別産業の振興」に当たると解すべき事情の存在を認めるに足りる適格な証拠もない』とあるが、これは証拠というより、一般常識の見解の問題であり、「発電」で利益を得るのは限られた電力会社でしかないのだから、原子力を推進することは「個別産業の振興」である。確かに、原子炉メーカーは存在するが、再生可能エネルギーも工場を建てれば、建設会社などが潤うのと同じであり、下請けは関係ない。また、予算の配分でも個別産業の振興を見ることができる。新たに証拠として提出するが、平成15年6月30日、総合資源エネルギー調査会基本計画部会第4回の議事録や図がある。

【鈴木総合政策課長】（中略・・・）資料の2に基づきましてご説明申し上げたいと思います。1枚、おめくりいただきますと、科学技術関係経費の分野別分類がございます。平成15年度全体としまして2兆193億円の金額になっております。前回ご説明い

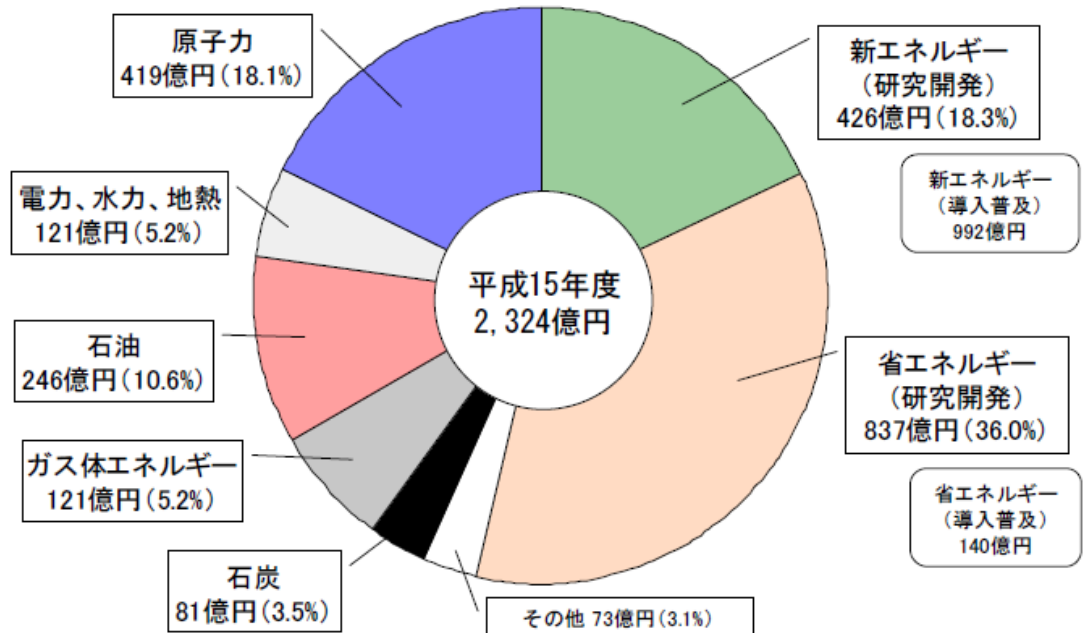
たしました資料によりますと、15年度全体といたしまして、2兆198億円ということで、若干食い違っておりますが、実は、前回は速報値でございまして、その後、確報値が出ましたもので、この2兆193億円、確報値としてご説明させていただきたいと思っております。この2兆のうちエネルギー関係が6,659億円で、うち原子力が3,281億円ということでございます。これを省庁別に見てみますと、経済産業省が6,659億円うち3,456億円でございますが、このうち、前回ご説明いたしましたように、例えば、新エネルギーの導入とか、省エネルギーの関係とか、さまざまの導入普及につきましても、この技術開発という分類に計上されておりました、その部分が1,132億円でございます。したがって、純粹の技術開発と申しますか、研究開発、経済省といたしましては、2,324億円でございます。

〈各省庁におけるエネルギー関連技術開発の概要〉



出典：①「科学技術関係経費」より文部科学省において集計、②原子力の数値は原子力委員会集計。

経済産業省の科学技術関係経費(エネルギー分野) <導入普及を除く>



(注)経済産業省の科学技術関係経費(エネルギー分野)を、経済産業省にて整理・分類したもの(確報ベース)。

2

全体を示す資料が見つからなかったため、平成15年度と少し前の資料になるが、結局は、原子力の予算は3281億円であるのに対して(原子力白書平成15年版の上では、防災なども含まれるため関連予算は4592億円となっている)、新エネルギーは1418億円にとどまっているということである。

ク 29頁の2イ(ウ)においては、「他の産業に従事する個別の国民との関係で国家賠償法上の違法と評価される余地はなく、また、原告の上記主張に係る事実を認めるに足りる的確な証拠もない」と判断されているが、控訴人が3(ウ)で示した通り、過去の判例の解釈が間違っているのである。個別産業の振興は、地球温暖化防止を使命とする控訴人にとっては、訴訟に向けた活動へと展開することになり、生活妨害とストレスがもたらされているため、直接影響を及ぼしている。原子力を推進していなければ、京都議定書の目標達成もスムーズで、このような訴訟を起こすこともなかつ

たわけである。過去の判例においては、「一般的には、各人の価値観が多様化し、精神的な摩擦が様々な形で現れている現代社会においては、各人が自己の行動について他者の社会的活動との調和を十分に図る必要があるから、人が社会生活において他者から内心の静穏な感情を害され精神的苦痛を受けることがあっても、一定の限度では甘受すべきものというべきではあるが、社会通念上その限度を超えるものについては人格的な利益として法的に保護すべき場合があり、それに対する侵害があれば、その侵害の態様、程度いかんによっては、不法行為が成立する余地があるものと解すべきである（最高裁昭和 61 年（オ）329 号平成 3 年 4 月 26 日第二小法廷判決・民集第 45 卷 4 号 653 頁）」とあるように、社会通念上その限度を超えるものについては法的に保護されるべき場合がある。資源エネルギー庁による原子力の推進は度を越している。控訴人の精神的苦痛の証拠については、甲第 2 号証で診断書を提出している。

ケ 30 頁の 2 (4) の原審においては、「人が自己自身の人格的価値について有する主観的な評価としての名誉感情が害されたというだけでは、名誉毀損が成立する余地はない」と判断されているが、控訴人だけでなく、日本人全体が馬鹿にされていることは客観的な事実である。また、地球温暖化防止を使命とする控訴人には何よりも大事なことであり、このまま京都議定書への取り組みが遅れると、名誉は毀損され続けたままである。このような状況に陥っている原因は、資源エネルギー庁の政策に問題があるのだから、その原因を明らかにして、改善を求めるのは当然であり、控訴人は資源エネルギー庁に対して、その損害の回復を求め、将来生ずべき侵害も予防したい。過去の判例においても、「人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価である名誉を違法に侵害された者は、損害賠償（民法七一〇条）又

は名誉回復のための処分（同法七二三条）を求めることができるほか、人格権としての名誉権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当である（最高裁昭和56年（オ）第609号同61年6月11日大法廷判決・民集40巻4号872頁参照）」とあるように、京都議定書の目標達成が進まないその原因を排除し、将来生ずべき侵害を予防するための要求は理にかなったものである。

コ 30頁の2(5)の原審において、「原告が自己の思想・信条を表現するために自由な意思に基づいて自ら本業に支障のない範囲を超える時間数を費やして行った活動である」と判断しているが、自己の思想・信条というよりは、データを重視した客観的な分析に基づいて行動している。自らの感情のみは主張はしておらず、仮に自らの感情を重視するのであれば、データも載せない。また、訴訟が業務に与える影響は時間が費やされるだけでなく、仕事においても、内容が関連していれば、控訴人と一緒に仕事したいと思うような企業はいないに等しく、政府からの補助金ももらなくなる要素もあるのだから、一般的に考えても控訴人とはなるべくかわりたくないものでもある。控訴人は1人で2002年に起業しているが、仕事よりも国家賠償を優先したのは、個よりも公を大切にしたからである。もちろん、政治的にも働きかけてはきたものの、まったく取り上げてくれなかったために、自分で何かしらの行動をするしか道はなかったのである。

サ また、原審では、「口角炎の発症については、当該感情等との間の相当因果関係を認めるに足りる証拠はない」とあるが、口角炎はストレスにより再発することはよく知られた病気である。よって、ストレスが生じたために口角炎になったのであり、それまでの経緯は訴状41頁の「債権請求」でも記している。過去の判例におい

ても、「他に確たる増悪要因を見いだせない本件においては、上告人が右発症前に従事した業務による過重な精神的、身体的負荷が上告人の右基礎疾患をその自然の経過を超えて増悪させ、右発症に至ったものとみるのが相当であって、その間に相当因果関係の存在を肯定することができる（平成7年(行ツ)156号同12年7月17日第一小法廷判決・民集第198号461頁参照）」とあるように、「他に確たる増悪要因を見いだせない」本件においても、通常の業務と比較して訴訟準備などは決して負担の軽いものでなく、まして1人で弁護士をたてずにやっているのだから、精神的な負担は経過を超えて増悪したとみるのが相当である。

4. 京都議定書目標達成の現状

京都議定書の目標が達成できていない現状は、環境省が出している「2008年度（平成20年度）温室効果ガス排出量」グラフからも明らかである。何故、達成できないのか、少しでも資源エネルギー庁は真面目に考えたことがあったのだろうかと思われる。地球は限られた人達だけのために存在するのではない。

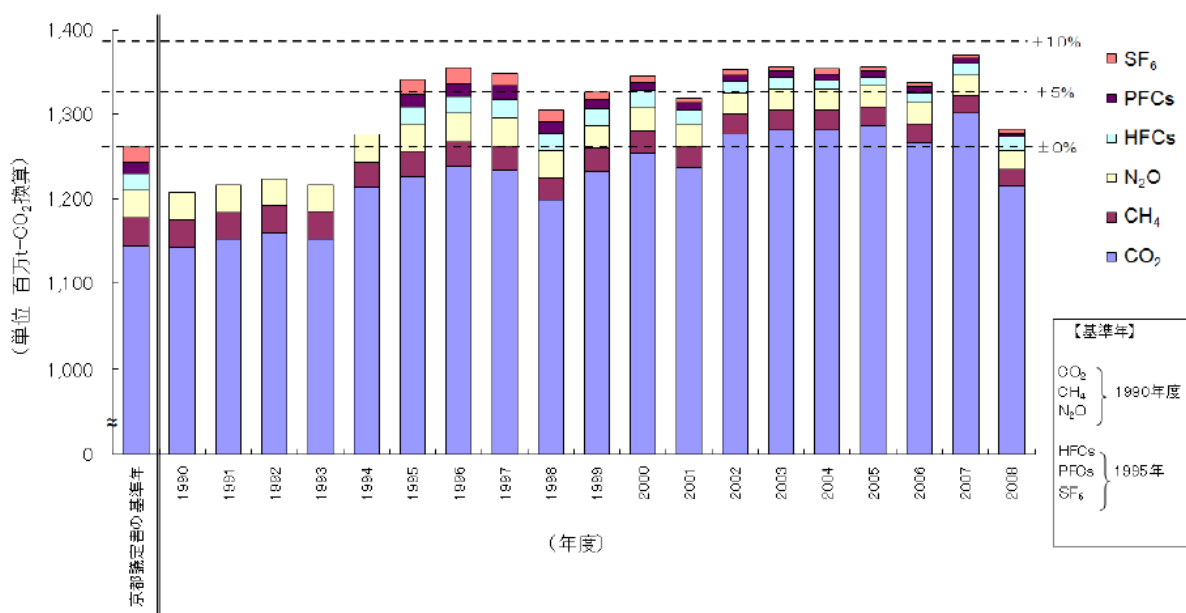


図1 温室効果ガス総排出量の推移

なお、2008年度の排出量は前年よりも減っているが、地球温暖化対策の取り組みによるものではなく、金融危機の影響によるものである。

5. まとめ

京都議定書の目標達成が遅れている（4参照）。地球温暖化防止は人類の生存基盤に関する重要なもので、気候変動枠組条約は憲法の次に位置づけられるものでもあるのだから、すべての日本人は京都議定書の目標達成に向けて、政府と一体となって努力する義務がある（1のウ参照）。目標達成のための施策は、国の裁量に委ねられているが、日本においては原子力の推進が中心となっており、そのために目標達成が遅れているのだから、それを改善しようとする控訴人は、法律上保護されるべきである（1のイ参照）。数値から見ても、京都議定書の遅れの原因は原子力政策であることがわかるが、2010年度の原子炉の設置目標は1997年度の5割以上であったが、結果的には1割増にも届かず、稼働率も下がっているため、1997年より状況は悪化している（1のエ参照）。原子炉の設置が進まない原因は、事故が起きた場合の放射能漏れなどを懸念して、地元住民が反対しているからであるが、原子力の推進を止めさせようとする行為は、控訴人だけでなく、一般的公益の中にも吸収解消させることができるものである（1のカ参照）。このような住民が反対する危ない原子炉を一方向的に推進しようとすることは、行政事件訴訟法の37条の4の5項の「濫用」でもある（1のキ参照）。結果的に、原子力の推進は京都議定書の目標達成の上、まったく効果をもたらしておらず、一方向的な個別産業の推進は、社会通念上からみても原子炉の設置が厳しい中で度をはるかに越したものであり、生活を犠牲にし、ストレスを受けてまでそれを止めようとする控訴人は法律上保護されるべきである（3の

ク参照)。よって、原子力の推進は、京都議定書の目標達成が遅れている原因となっているため、控訴人は 12 基の原子炉の差止めを請求している（1 のア参照）。

控訴人への生活妨害や精神的苦痛は、新設の原子炉の差止めですなからず癒されるものではあるが、憲法 15 条に基づく公務員の中立性も維持し、その秩序を保たなければならないため、「原子力の撤廃に関する法律の制定」も望んでいる（2 のア参照）。よって、裁判所にその法律を作るように「裁決」して欲しいのであるが、資源エネルギー庁は法案も作れる場所でもあるのだから、その手続きはできるものである（2 のイ参照）。

また、再生可能エネルギーにおいても、RPS 法で基準利用値が設けられているが、2010 年度の新エネルギーの導入目標は年 122 億 kWh、総電力量 1.35% 程度と低く、独占禁止法上の「不公正な取引方法」に当たる（1 のオ参照）。再生可能エネルギーは総電力の 14 倍の可能性があるので、それを抑制するのは社会通念からみても理不尽である（3 のオ参照）。さらに、京都議定書の目標を必ず達成しなければならない厳しい状況下で、RPS 法のその低い基準利用値は許容される限度を逸脱して著しく合理性に欠いているものである（3 のエ参照）。そして、それは、再生可能エネルギーの普及に努める控訴人においても、仕事を途中で足止めさせられる結果をもたらしている（3 のイ参照）。また、予算をから見ても、平成 15 年度の科学技術関係予算は、原子力が 3281 億円であるのに対して、新エネルギーは 1418 億円であり、原子力に偏っていることがわかる（3 のキ参照）。そして、資源エネルギー庁は京都議定書を無視して「自己の利」に走っていることの証でもある（3 のウ参照）。

控訴人は、資源エネルギー庁の違法行為を止めさせなければならなかったために、本業を犠牲にして、正当な自活ができなくなり、生存権を主張している（3のア参照）。それは、本業に支障が起きるだけでなく、仕事上の付き合いさえも犠牲にする活動である（3のコ参照）。京都議定書の目標達成の遅れは、控訴人の社会的地位を落とし、客観的な名誉を毀損し続けるのだから、その原因を排除し、将来生ずべき侵害を予防しようとするのは大變理にかなったものである（3のケ参照）。ストレスで発病した口角炎については、過重な精神的、身体的負荷が自然の経過を超えて増悪させたものであり、他に確たる憎悪要因が見出せない本件においては、その因果関係の存在が肯定できるものである（3のサ参照）。

なお、原審にあたっては、差止めと義務付けの理由に直にかかわっている憲法 15 条の判断がない（1のク参照）。それだけでなく、中央省庁等改革基本法 21 条 2 号の解釈も不足しており、法律の解釈適用も誤っているため、民事訴訟法 307 条及び 308 条に基づいて、東京地方裁判所への差し戻しを要求したい（3のカ参照）。

以上